

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人米沢善左衛門の上告理由について。

論旨は、原判決には地方自治法七四条の三第一項一号の解釈を誤り、理由不備の違法がある、という。

しかし、原判決確定した事実関係の下においては、所論署名が地方自治法七四条の三第一項一号所定の「法令の定める成規の手続によらない署名」ととはいえないとしてこれを有効と認めた原審の判断は、正当であつて、所論の違法はない。

論旨は、叙上と反する独自の見解に立脚するものであつて、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之 助
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外